

ふるさと寄附金(納税)

南部町を応援してください

「水と緑が溢れる ふれあい豊かな町」

緑深い山々に囲まれ、北から南へと富士川が流れる南部町。恵まれた自然の中で、歴史を重ね文化と伝統を守る南部町。この町がもっと元気になるように、だれもが安心して心豊かに暮らす町であるように、南部町を応援してください。

ふるさと納税は、ふるさとを応援するお気持ちを寄附という形で示していただくものです。「ふるさと」とは出身地などに限らず、応援したいと思うすべての都道府県・市区町村が対象となります。

ふるさと納税制度とは

個人住民税の寄附金に対する控除の大幅な拡充により、ふるさとを応援したいという納税者の想いを実現しやすくするものです。

応援したい都道府県・市区町村に寄附をされると、所得税と住所地で課税される住民税から、一定の限度内で控除が受けられます。

〈個人住民税寄附金税額控除〉

対象寄附金

1. すべての都道府県・市区町村への寄附金 ←ふるさと寄附金
2. 住所地の都道府県共同募金会並びに同日本赤十字社支部への寄附金
3. 所得税の控除対象寄附金のうち、都道府県・市町村が条例で指定した寄附金 ※国への寄附・政党等への政治活動に関する寄附を除く
4. 認定NPO 法人以外のNPO 法人への寄附金で、都道府県・市町村が条例で個別に指定する寄附金 ※(平成24年度課税より適用)

税額控除額

1. 基礎控除額
上記の合計額(総所得金額等の30%を限度)から、2千円を差し引いた額の10%
※条例指定の寄附金の場合…都道府県条例指定のみは4%、市町村条例指定のみは6%
2. 特例控除額
ふるさと寄附金合計額から2千円を差し引いた額の(90-寄附者適用の所得税限界税率0~40)%
※ 個人住民税所得割額の2割を限度とする。

《 計算例 》

給与収入700万円 夫婦(配偶者を扶養)
所得税限界税率20% 住民税所得割額371,500円の場合

〈対象寄附金合計額(ふるさと寄附金のみ)を40,000円とすると…〉



適用下限額(控除の対象外)
2,000円



※所得税限界税率…複数の税率を適用して所得税を計算する場合、最も高い税率

所得税については寄附をした当年、住民税は翌年度の課税に対して適用になります。

控除を受けるには、確定申告又は住民税申告(確定申告が不要な場合)を行っていただく必要があります。寄附金領収書(寄附金受領証明書)の添付が必要ですので、受取り後は大切に保管してください。

いただいた寄附金の活用

活用方法について、申出の際に次の中からお選びください。

1	町政一般（特に用途の指定をしない）
2	教育環境の整備のために
3	健康福祉事業の充実のために
4	産業振興に関する事業のために

寄附の方法（手続き）

◆ 寄附申出書(所定様式) によりお申し込みください。

- ① 南部町役場企画課までご連絡ください。寄附申出書をお送りしますので、郵送等によりご提出ください。
- ② 寄附申出書はホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。電子メールでのお申込みもお受けしますので、ホームページ上の案内をご覧ください。

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

南部町役場 企画課

電話 0556-66-3402(企画課直通)

FAX 0556-66-2190

南部町ホームページアドレス

<http://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>

◆ 納入について

- * 寄附申出書により、納入方法をお知らせいたします。
納付書と払込取扱票による場合は、申出書の受付後に郵送いたします。

- 納付書払い (役場窓口 払い含む) 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)又は南部町役場窓口へ納付書をご持参のうえ納入してください。
下記以外の金融機関については、手数料をご負担いただくことをご了承ください。

山梨中央銀行	ふじかわ農業協同組合	山梨県民信用組合	
静岡銀行	清水銀行	スルガ銀行	みずほ銀行

役場での納入は、本庁舎・分庁舎の出納室及び万沢支所になります。

- 払込取扱票払い ゆうちょ銀行での納入用にお使いいただきます。
- 現金書留払い 寄附申出書提出後に(又は同封して)南部町役場企画課宛で郵送してください。
郵送料をご負担いただくことをご了承ください。

※ 寄附金の納入が確認でき次第、受領証明書を郵送(発行)いたします。確定申告(または住民税申告)により寄附金控除を受けられる際に添付してください。

ご注意ください

ふるさと寄附金(納税)は、皆様からの自発的な善意を寄附金としてお受けするもので、お申し出より先に納入のご案内をすることはありません。
ふるさと納税を装った詐欺行為に、十分ご注意ください。

個人情報について

ご記入いただく個人情報については、条例に基づき適正に管理いたします。

なお、ご寄附いただいた年末に、御礼として本町カレンダーを送付させていただきますのでご承知おきください。

お問合せ先

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2 南部町役場

- * ふるさと寄附金に関する事 … 企画課
電話 0556-66-3402(企画直通)
- * 寄附金収納に関する事 … 出納室
電話 0556-66-3410(出納直通)

※申告(寄附金控除)については、住所地を管轄する税務署並びに
住所地市区町村の住民税担当へお問い合わせください。

平成 年 月 日

南 部 町 長 殿

〒 _____
ご住所 _____

(ふりがな)
お名前 _____
電話番号 _____

ふるさと寄附申出書

ふるさと南部町を応援するため、次の金額を寄附したいので申し出ます。

寄附金額 _____ 円

1 寄付金の活用方法について (いずれか○印で選んでください。)

選 択	使 途
<input type="checkbox"/>	町政一般 (特に使途の指定をしない)
<input type="checkbox"/>	教育環境の整備のために
<input type="checkbox"/>	健康福祉事業の充実のために
<input type="checkbox"/>	産業振興に関する事業のために

2 納入方法について (いずれかの番号を○で囲んでください。)

- 1 納付書払い 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)並びに南部町役場
窓口での納入の場合
- 2 払込取扱票払い ゆうちょ銀行をご利用の場合
- 3 現金書留払い

※1番(ご利用機関によって、同封別紙をご覧ください)と、3番の方法
については、手数料等ご負担いただくことをご了承ください。

3 ご寄附いただける時期 平成 年 月 頃

4 ワンストップ特例制度をご使用しますか。または、確定申告をしますか。
(いずれかの番号を○印で選んでください。)

- 1 ワンストップ特例制度を使用する
- 2 確定申告をする

5 ご意見や、応援メッセージなどご記入ください。